

令和2年3月6日

公益社団法人リース事業協会
会長 井上 亮 殿

経済産業大臣 梶山 弘志

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた
中小企業等に対するリースの支払猶予について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、中小企業等における国内外での営業の停止や工場・店舗等の閉鎖による売り上げの大幅な減少などの被害が懸念されることから、特段の配慮と事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取り組むよう、よろしくお願ひしたい。特に、下記事項について要請するので、貴協会におかれては、適切かつ迅速に必要な対応を講じるよう、よろしくお願ひしたい。

記

1. リース事業者において、国内外での営業の停止や工場・店舗等の閉鎖による売り上げの大幅な減少などの被害が生じた中小企業等からの支払猶予や契約期間延長の相談があった場合には、リース対象機器等の使用可能期間を考慮しつつ、支払条件の変更等の柔軟かつ適切に対応すること。
2. 上記の対応が徹底されるよう、必要な措置を講ずるとともに、貴協会所属のリース事業者に対して周知・徹底すること。

以 上